

○川越市グリーンツーリズム拠点施設条例

令和4年6月28日

条例第14号

(設置)

第1条 本市は、農のある生活を楽しむ場の提供による市民の健康的でゆとりのある生活の実現及び農業関係者に対する研修等の場の提供によるその資質の向上に資するとともに、グリーンツーリズムの推進による地域の活性化を図るため、川越市グリーンツーリズム拠点施設（以下「拠点施設」という。）を川越市大字伊佐沼887番地に設置する。

(業務)

第2条 拠点施設の業務は、次のとおりとする。

- (1) 農業との触れ合いの機会の提供に関すること。
- (2) 農業についての研修、学習及び研究に関すること。
- (3) 地域の自然及び食文化の学習に関すること。
- (4) 市民その他の都市住民と農業関係者との交流の促進に関すること。
- (5) 前各号に掲げる業務に資する滞在の場の提供に関すること。
- (6) 農業及び観光に係る情報の発信に関すること。
- (7) 地産地消の推進に関すること。
- (8) 拠点施設の利用に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、拠点施設の設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(令7条例15・一部改正)

(施設)

第3条 前条各号に掲げる業務を行うため、拠点施設に次に掲げる施設を置く。

- (1) 農業ふれあいセンター
- (2) 体験農園
- (3) 市民農園
- (4) 緑地広場
- (5) 大屋根広場
- (6) キャンプスペース
- (7) 地産地消推進施設
- (8) その他前各号に掲げる施設に附属する施設

(令 7 条例15・一部改正)

(行為の禁止)

第 4 条 拠点施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、次条第 1 項の許可を受けた者が第 2 号ウ又はエに掲げる行為をしようとする場合において、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(1) 拠点施設の施設、設備又は物品を損傷し、汚損し、又は滅失すること。

(2) 指定された場所以外の場所における次に掲げる行為

ア 土地の形質を変更すること。

イ 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

ウ 火気を使用すること。

エ 車両を乗り入れ、又は止め置くこと。

オ ごみその他の汚物を捨てること。

(3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるような行為

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、拠点施設の管理に支障を及ぼす行為

(令 7 条例15・一部改正)

(行為の制限)

第 5 条 拠点施設のうち緑地広場において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 行商その他これに類するものを行うこと。

(2) 業として写真、映画等を撮影すること。

(3) 興行を行うこと。

(4) 競技会、集会、展示会その他これらに類するものを行うため、緑地広場の全部又は一部を独占して利用すること。

2 市長は、前項の許可（以下「行為許可」という。）に係る行為が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該行為許可をしてはならない。

(1) 公共の福祉を害するとき。

(2) 設置の目的に反するとき。

(3) 管理上支障があるとき。

3 市長は、行為許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該行為許可に係る行為について条件を付けることができる。

(利用許可)

第6条 拠点施設のうち、農業ふれあいセンターの施設、市民農園、大屋根広場及びキャンプスペースを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の許可（以下「利用許可」という。）について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「次条第1項」と、同項及び同条第3項中「行為許可」とあるのは「利用許可」と、同条第2項中「行為が」とあるのは「利用が」と、同条第3項中「行為に」とあるのは「利用に」と読み替えるものとする。

（令7条例15・一部改正）

（市民農園の利用期間）

第7条 市民農園を利用する場合の期間（以下「利用期間」という。）は、1年以内とする。

2 市長が特に必要と認めたときは、利用期間を延長することができる。この場合において、利用期間は、通じて3年を超えることができない。

（令7条例15・追加）

（使用料）

第8条 行為許可を受けた者（次条第1号及び第12条において「行為者」という。）にあっては別表第1に定める使用料を、利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）にあっては別表第2に定める使用料を許可と同時に納付しなければならない。ただし、市民農園の利用者にあっては、規則で定めるところにより、使用料を納付しなければならない。

2 別表第2に掲げる農業ふれあいセンターの設備を利用する者（以下「設備利用者」という。）は、同表に定める使用料を前納しなければならない。

（令7条例15・旧第7条繰下・一部改正）

（使用料の還付）

第9条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 行為者若しくは利用者（以下「行為者等」という。）又は設備利用者の責めに帰することができない事由により、行為許可若しくは利用許可（次号及び第3号において「行為許可等」という。）に係る施設又は設備を利用することができないとき。
- (2) 拠点施設の管理上特に必要があるため、市長が行為許可等を取り消したとき。
- (3) 行為者等が使用料の全額を納付した後、規則で定める期日までに行為許可等の取消しの申出を行い、市長が当該行為許可等を取り消したとき。

(令7条例15・旧第8条繰下)

(使用料の減免)

第10条 市長は、公用又は公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(令7条例15・旧第9条繰下)

(行為許可等の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、行為許可を取り消し、若しくは当該行為許可に係る行為を制限し、若しくは行為の条件を変更し、又は利用許可を取り消し、若しくは当該利用許可に係る利用を停止し、若しくは利用の条件を変更することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 第5条第3項（第6条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の条件に違反したとき。

(3) 市長が特に必要があると認めるとき。

(令7条例15・旧第10条繰下)

(権利譲渡等の禁止)

第12条 行為者にあつてはその行為の権利を、利用者にあつてはその利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(令7条例15・旧第11条繰下)

(特別の設備等の承認)

第13条 行為者等は、拠点施設の利用に当たり、特別の設備をし、又は既存の設備を移動しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(令7条例15・旧第12条繰下)

(損害賠償)

第14条 行為者等及び設備利用者は、拠点施設の施設、設備又は物品を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、これを修理し、若しくは原状に回復し、又は市長の定めるところにより損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があるとき、その額を減額し、又は免除することができる。

(令7条例15・旧第13条繰下)

(指定管理者による管理)

第15条 市長は、拠点施設の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年

法律第67号。第18条第2項及び第19条第1項において「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、拠点施設の管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。

(1) 第2条各号に掲げる業務

(2) 拠点施設の施設（設備及び物品を含む。第17条第1項第2号及び第18条において同じ。）の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を行う場合における第4条ただし書、第5条第1項、同条第2項及び第3項（これらの規定を第6条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）、同条第1項、第7条第2項、第9条第2号及び第3号、第11条並びに第13条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

（令7条例15・追加・旧第14条繰下・一部改正）

（指定管理者の指定の手続）

第16条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

2 市長は、次に掲げる基準を満たすもので適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

(1) 市民の平等な拠点施設の利用を確保することができること。

(2) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に拠点施設の運営を行うことができること。

(3) 拠点施設の設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。

(4) 指定管理業務を安定して行う能力を有していること。

(5) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

3 市長は、前2項の規定により指定管理者を指定する場合において、既に拠点施設の指定管理者として指定されているもの（以下この項において「既指定管理者」という。）の実績等を考慮して、既指定管理者が拠点施設の設置の目的を効果的かつ安定的に達成し、適切な管理を行うことができると認めるときは、既指定管理者を拠点施設の指定管理者として指定することができる。

(令 7 条例15・追加・旧第15条繰下)

(管理の基準等)

第17条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に拠点施設の運営を行うこと。
- (2) 拠点施設の施設の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

2 市長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 前項各号に掲げる基準を遵守する上で必要な事項
- (2) 指定管理業務の実施に関し必要な事項
- (3) 指定管理業務の事業報告に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、拠点施設の管理の適正を期するために必要な事項

(令 7 条例15・追加・旧第16条繰下)

(指定管理者による施設の現状変更等)

第18条 指定管理者は、拠点施設の施設の改修、増設その他の市長が別に定める現状変更を行おうとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(令 7 条例15・追加・旧第17条繰下)

(利用料金)

第19条 市長は、第15条第1項の規定により指定管理者が指定管理業務を行う場合においては、法第244条の2第8項の規定により、拠点施設の施設の利用に係る料金（次項及び第3項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合においては、第8条第1項及び第2項の規定にかかわらず、行為者等及び設備利用者は、市長の承認を得て指定管理者が定めるところにより、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

3 前項に規定する場合における利用料金は、別表第1及び別表第2に定める使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

4 第2項に規定する場合における第10条及び第15条第2項の規定により読み替えて適用

する第9条の規定の適用については、同条中「使用料は、還付しない」とあるのは「第19条第1項に規定する利用料金（第3号及び次条において「利用料金」という。）は、返還しない」と、同条ただし書中「還付する」とあるのは「返還する」と、同条第3号中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「規則で定める」とあるのは「指定管理者が指定する」と、第10条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「市長の承認を得て、利用料金」とする。

（令7条例15・追加・旧第18条繰下・一部改正）

（委任）

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（令7条例15・旧第14条繰下・旧第19条繰下）

附 則

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（令和4年規則第49号により令和4年11月24日から施行）

2 川越市農業ふれあいセンター条例（平成元年条例第36号）は、廃止する。

3 利用許可その他拠点施設の利用のための必要な準備は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（令和5年12月25日条例第33号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次条第2項並びに附則第3条第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第8条第2項、第9条第2項、第10条第2項及び第11条第2項の規定は、公布の日から施行する。

（川越市グリーンツーリズム拠点施設条例の一部改正に係る経過措置）

第11条 第10条の規定による改正後の川越市グリーンツーリズム拠点施設条例（次項において「新条例」という。）別表第2の規定は、施行日以後の農業ふれあいセンターの施設の利用に係る使用料の額の算定について適用する。

2 施行日以後における農業ふれあいセンターの施設の利用に関し施行日前に川越市グリーンツーリズム拠点施設条例第7条第1項の規定により納付すべき使用料の額の算定は、施行日前においても、新条例別表第2の規定の例により行うことができる。

附 則（令和7年3月25日条例第15号）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定 令和8年4月1日

(2) 第3条の規定 規則で定める日

2 第2条及び第3条の規定による改正後の川越市グリーンツーリズム拠点施設条例(以下「新条例」という。)の規定による川越市グリーンツーリズム拠点施設条例の施設の利用に関し必要な行為は、前項各号に掲げる規定の施行の日前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

別表第1 (第8条関係)

(令7条例15・一部改正)

緑地広場行為許可使用料

区分	単位	使用料
行商その他これに類するもの	1平方メートルにつき1日	200円
興行	1平方メートルにつき1日	15円
競技会、集会、展示会その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1日	5円

備考

- 1 利用する面積が1平方メートル未満である場合又は当該面積に1平方メートル未満の端数がある場合は、その満たない面積又はその端数は、1平方メートルとして計算する。
- 2 1日とは、午前9時から午後9時までとする。
- 3 前項に定める時間以外の使用料は、その都度市長が定める。

別表第2 (第8条関係)

(令5条例33・令7条例15・一部改正)

1 農業ふれあいセンター施設等使用料

(1) 施設

区分		単位	使用料
研修室兼視聴覚室		1時間	400円
農業研修会議室		1時間	260円
農産加工室	専用	1時間	200円
	個人	2時間	100円
調理室		1時間	460円
休憩・コミュニティスペース(専用)		1時間	300円

多目的ホール	専用	全面利用	1時間	1,000円
		半面利用	1時間	500円
	個人	一般	2時間	100円
		中学生・小学生	2時間	50円

備考

- この表に掲げる施設（個人に係るものを除く。）の1回当たりの利用時間の区分は、市長（指定管理者が管理する場合にあっては、指定管理者）が事情により変更する場合を除き、規則で定める区分とする。
- この表に掲げる施設（個人に係るものに限る。）の利用について2時間に満たない部分がある場合は、2時間の利用があったものとして使用料を算出する。
- 区域外居住者（本市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、毛呂山町、越生町及び鳩山町の区域内に住所を有しない者並びに当該区域内に事務所、事業所等を有しない法人をいう。）が利用する場合の使用料は、この表に定める使用料に当該使用料の5割に相当する額を加算した額とする。
- 利用許可を受けた時間を超過して利用した場合における使用料の額は、その超過時間（1時間未満の端数があるときは、1時間とする。）に応じ、この表に定める使用料（2時間を単位とするものにあつては、同表に定める使用料の1時間に相当する額。以下この項において同じ。）に当該使用料の3割に相当する額を加算した額とする。
- 前2項の規定により使用料を算定する場合において、当該使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 一般とは、中学生・小学生及び未就学児童（小学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下同じ。）以外の者をいう。
- 中学生・小学生とは、中学校及び小学校に在学する者並びにこれらに準ずる者をいう。

(2) 設備

区分	単位	使用料
シャワー	1回	100円

2 市民農園使用料

区分	単位	使用料
市民農園	1平方メートルにつき1年	400円

備考

- 1 利用する面積が1平方メートル未満である場合又は当該面積に1平方メートル未満の端数がある場合は、その満たない面積又はその端数は、1平方メートルとして計算する。
- 2 利用期間が1年未満である場合又は当該利用期間に1年未満の端数がある場合は月割をもって計算し、当該利用期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する。
- 3 前項の規定により使用料を算定する場合において、当該使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 大屋根広場使用料

区分	単位	使用料
バーベキュー場	1人1時間につき	100円

備考

- 1 未就学児童の使用料は、無料とする。
- 2 バーベキュー場の利用について1時間に満たない部分がある場合は、1時間の利用があったものとして使用料を算出する。
- 3 利用許可を受けた時間を超過して利用した場合における使用料の額は、その超過時間（1時間未満の端数があるときは、1時間とする。）に応じ、この表に定める使用料に当該使用料の3割に相当する額を加算した額とする。

4 キャンプスペース使用料

	区分	単位	使用料
宿泊	オートサイト(大)	1区画につき1泊	7,500円に利用人数1人につき500円を加算した額
	オートサイト(中)	1区画につき1泊	6,000円に利用人数1人につき500円を加算した額
	フリーサイト	1区画につき1泊	3,000円に利用人数1人につき500円を加算した額
日帰り	オートサイト(大)	1区画につき1回	3,500円に利用人数1人につき500円を加算した額
	オートサイト(中)	1区画につき1回	3,000円に利用人数1人につき500円を加算した額

	フリーサイト	1区画につき1回	1,500円に利用人数1人につき500円を加算した額
--	--------	----------	----------------------------

備考

- 1 宿泊の利用に係る1泊当たりの利用時間は、規則で定める時間とする。
- 2 日帰りの利用に係る1回当たりの利用時間は、規則で定める時間数とする。
- 3 利用人数には、未就学児童を含まないものとする。
- 4 利用許可を受けた時間を超過して利用した場合における使用料の額は、その超過時間（1時間未満の端数があるときは、1時間とする。）に応じ、1時間当たり1,000円を加算した額とする。